

答 申 第 8 号
平成 20 年 1 月 23 日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市個人情報保護・情報公開審査会
会 長 城 谷 公 威

長崎市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 19 年 10 月 30 日付長人第 126 号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

不適正経理に係る職員の処分についての文書の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

不適正経理に係る処分者一覧表の公開請求に対して、長崎市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公開請求

不服申立人は、平成 19 年 9 月 25 日、長崎市情報公開条例（平成 13 年 10 月 1 日条例第 28 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の内容の情報公開を請求した。

不適正経理に伴う処分者一覧表（所属・氏名）

（2）請求に係る内容の特定

実施機関は、上記請求について、次のように特定した。

- 1 不適正経理に係る長崎市分限懲戒審査会の審査結果の報告及びその処分についての文書
- 2 被爆者対策事業費の目的外使用に係る関係職員の処分についての文書

（3）情報公開の諾否の決定

実施機関は、平成 19 年 9 月 28 日付けで、条例第 11 条第 2 項の規定により、不服申立人に対し非公開の決定通知を行った。

(4) 不服申立て

不服申立人は、平成 19 年 10 月 15 日、上記 (3) の決定を不服として、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、請求文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 審査会への諮問

実施機関は、平成 19 年 10 月 30 日、条例第 18 条第 1 項の規定により、長崎市個人情報保護・情報公開審査会 (以下「審査会」という。) 会長に対し、関係書類を添えて諮問を行った。

関係書類：

- ①情報公開請求書の写し
- ②非公開決定通知書の写し
- ③不服申立書の写し
- ④非公開理由説明書
- ⑤不服申立てに係る経過説明書

4 不服申立人の主張の要旨

不服申立人の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 市民の知る権利

情報公開条例の目的は第 1 条により「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市が市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資すること」である。

不適正経理は、「預け」、「書き換え」等の手法による裏金の捻出、国の補助金の目的外使用、条例や規則に違反した契約行為であり、市民に対する利敵行為である。

市民を裏切る行為を行った職員が、どのような処分をされたかは市民として当然知る権利がある。

(2) 条例第 7 条第 6 号エ (人事管理に関する情報) の該当性について

実施機関は、非公開の理由として「率直な評価を妨げ、適正な評価に支障を生じ、人事管理において公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」としているが、人事管理とは、行政内部の組織の問題であり、

住民の権利の侵害と比較されるべきではなく、今回の請求には該当しないというべきである。

(3) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

また、実施機関が主張する「公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる」の理由については、不適正経理は公務員としての法令遵守違反、重大な違法行為であり、市民に対する利敵行為であるため、その権利を比較衡量すれば非公開の理由には該当しないというべきである。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、概ね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第6号エ（人事管理に関する情報）の該当性について

職員の処分を決定するにあたり、職員の非違行為の態様や勤務状況につき適正な評価を下すために検討した内容も含まれており、情報が公開されれば、率直な評価を妨げ、適正な評価に支障が生じ、人事管理において公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、長崎市情報公開条例第7条第6号エが規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると判断し、非公開としたものである。

(2) 条例第7条第2号本文（個人に関する情報）及びウ（公務員の職務の遂行に関する情報）の該当性について

また、当該行政文書のうち処分を受けた職員の氏名、所属に係る部分については、個人に関する情報で、個人を識別することができる情報であり、職員が処分を受けたことは、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、長崎市情報公開条例第7条第2号が規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断し、非公開としたものである。

6 審査会の判断

(1) 行政文書の公開の考え方

申立人が主張するとおり、本市の情報公開制度においては、長崎市情報公開条例第1条に規定する、市民の知る権利を保障するとともに、市民から市政を負託された市が、市政の諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対

して説明する責務を果たすことが求められているものである。

その一方、条例第3条において「行政文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と、個人のプライバシー保護について規定しているところである。

(2) 条例第7条第6号エ（人事管理に関する情報）の該当性について

実施機関は、特定した行政文書には、職員の処分を決定するにあたり職員の非違行為の態様や勤務状況につき適正な評価を下すため検討した内容も含まれているから、条例第7条第6号エの規定に該当し、人事管理において公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあると、非公開決定通知書及び非公開理由説明書において主張しているが、申立人が情報公開を請求した文書は「不適正経理に伴う処分者一覧表(所属・氏名)」であり、実施機関が主張する評価を下すために検討した内容は含まれないものと認められる。

なお、このことは、実施機関が情報公開請求書を受理する際において、請求された行政文書の特定のための精査が不十分であったことに起因しているものと考えられる。

(3) 条例第7条第2号本文（個人に関する情報）及びウ（公務員の職務の遂行に関する情報）の該当性について

条例第7条第2号本文の規定では、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものを非公開情報として定められているが、同時に同号ウの規定により、当該個人が公務員でありかつ当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、非公開情報から適用を除外し、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

しかるに、実施機関は、非公開理由説明書において、職員が処分を受けたことは、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報として非公開事由に該当すると主張しているので、この点について検討する。

まず、個人情報の該当性について検討する。本事案の処分は、地方公務員法第29条に定める懲戒処分及びそれに準ずる処分であって、職員が懲戒処分等を受けたという情報は、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることが認められる。

次に、職務の遂行に係る情報の該当性について検討する。本事案についてみれば、処分の原因となった非違行為は、確かに当該職務の遂行中になされたものである。

しかしながら、懲戒処分等を受けること自体は当該公務員の職務遂行そのものではなく、懲戒処分等を受けたかどうかの処分歴に係る情報は、当該職員の私事に関する情報にとどまるものであることから、第2号ウの規定には該当しないものと認められる。

(4) 結論

以上により 1 審査会の結論のとおり判断する。

7 付記

本事案のように不適正経理処理等、特に違法な行為を行ったことに関する情報については、主権者である市民に積極的に公開すべき情報であると考えられる。

本審査会においては、長崎市情報公開条例に従って、非公開の結論を下したものはあるが、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」の見直し、または長崎市情報公開条例の見直しを行うなど、積極的な情報公開を行うことにより行政の透明性の確保を図ることを望むものである。

また、6の(2)でも述べたように、本事案を審査する過程において、実施機関が情報公開請求を受理した際の行政文書の特定に係る事務の不手際が明らかになったことは、本審査会として遺憾であり、今後の事務取扱いに留意されるよう付言するものである。

「別記」

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 処理経過

年 月 日	審査会	処 理 経 過
平成 19 年 10 月 30 日	—	実施機関から諮問書を受理
11 月 6 日	—	異議申立人から意見書を受理
11 月 12 日	第 1 回	実施機関からの説明、質疑応答、審議
11 月 19 日	第 2 回	異議申立人から意見等の聴取、実施機関からの追加説明及び審議
11 月 26 日	第 3 回	異議申立人及び実施機関から意見聴取、審議
12 月 17 日	第 4 回	審議
平成 20 年 1 月 21 日	第 5 回	答申書審議

長崎市個人情報保護・情報公開審査会 委員名簿

職	氏 名	摘 要
会 長	城谷 公威	弁護士
委 員	上田 喜志子	元女性団体代表
〃	大内 和直	大学教授
〃	徳永 幸子	大学教授
〃	本田 貞勝	元新聞社役員